

2019年7月1日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15954)
代表者名 代表取締役社長 吉田 一生
問合せ先 企画部 ディスクロージャーグループ
田原 輝行
(TEL. 03-5210-8779)

投資信託約款変更のお知らせ

当社は、以下の上場 ETF の投資信託約款の変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【投資信託約款に係る上場 ETF の名称】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (証券コード：1595)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード：1596)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX (証券コード：2524)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 日経 225 (証券コード：2525)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 JPX 日経 400 (証券コード：2526)
追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数 (証券コード：2527)

【変更の内容・理由】

- (1) 株式等の決済期間短縮化の実施に伴い、交換有価証券の交付開始日を交換請求受付日から起算して3営業日目に変更するもの。
- (2) 投資信託約款中の受益者名簿の作成にかかる記載について、所要の整備を行うもの。

変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

2019年7月12日まで

内閣総理大臣への届出日

2019年7月16日

変更日

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を經由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。<u>(削除)</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を經由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。<u>ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第 1 項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。</u></p> <p>④ (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。<u>(削除)</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第 1 項の受益者名簿に名義を登録することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。<u>ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第 1 項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。</u></p> <p>④ (略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等) 第 39 条 (略) ②～③ (略) ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 ⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等) 第 39 条 (略) ②～③ (略) ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。 ⑤ (略)</p>

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続きが行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続きが行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u> から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ (略)</p>

下線部_____は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(交換の指図等) 第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(交換の指図等) 第 39 条 (略)</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4 営業日目</u>から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p>

以上